

**第2次北海道男女平等参画基本計画
平成29年度重点事項に関する審議会意見(案)**

目標Ⅰ 男女平等参画の実現に向けた意識の変革

■基本方向1 男女平等参画の啓発の推進

【施策の方向(1)】 広報・啓発活動の充実

内容	だれもが「男女平等参画」の理念や社会的性別の視点について、また、男女平等参画に関わる諸問題について理解を深めることができるよう、様々な機会を通じ、多様な媒体を有効に活用して、きめ細かな広報・啓発活動を積極的に行う。
選定理由	道民の「男女平等参画」に関する認識は、未だ十分とは感じられないため、男女平等参画社会の実現に向けた普及啓発には、振興局等からの発信や広報誌の活用などを含め、啓発資材や啓発方法などを工夫し、積極的に行う必要がある。

【施策の方向(4)】 メディア等における男女平等の理念への配慮

内容	メディアなどに対し人権の尊重及び男女平等の理念に配慮した放送・出版等への理解と協力を求めていくほか、性の商品化、女性蔑視や固定的な性別役割分担に基づく表現の是正について関係者の理解と協力を求める。
選定理由	男女平等参画意識の浸透や高揚を更に進めていく上で、メディアの社会への影響力は非常に大きいことから、男女平等の理念への配慮や固定的役割分担に係る社会全体の風潮や慣習を改めていくよう関係者への働きかけを継続的に取り組むことが必要である。

【施策の方向(5)】 国際交流・国際理解・国際協力の促進

内容	男女平等参画が国際的な取組であることを踏まえ、国際交流・国際理解・国際協力の促進に努めるとともに、海外の男女平等参画に関する情報の収集・提供に努める。
選定理由	日本は古くから男尊女卑的な風習があったが、国際社会との関係が深くなるにつれ徐々に男女平等に近づいた経緯がある。 しかしながら、依然、性差による固定的役割分担意識等が根強く残っていることから国際交流等により、国際感覚として男女平等の意識が根づく取組が必要である。

■基本方向2 男女平等の視点に立った教育の推進

【施策の方向(2)】 学校における男女平等教育の推進

内容	学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、男女の互いの人権の尊重、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図るとともに教職員や関係者に対して、研修等により男女平等参画社会に関する理解の促進を図る。
選定理由	学校教育においては、人権の尊重や男女平等参画に関する認識を深める重要な場であるが、未だ教育現場においては、性によって区別をした対応が行われている事例もあることから、学校教育に携わる教職員や関係者に対し、より一層性別にとられない教育観に立った指導・教育の充実が必要である。

【施策の方向(3)】 社会における男女平等教育の推進

内容	男女が生涯を通じて、個人の尊厳と男女平等の意識を継続して高められるよう、関係機関と連携し、様々な機会を通じ学習機会の充実を図る。
選定理由	社会全体にまだ根深く残る固定的役割分担意識を払拭するため、生涯を通じて男女平等について理解の促進を図る必要があることから、学習講座など学習機会の充実を図ること、男女平等参画社会の実現が期待できる。

目標Ⅱ 家庭・職場・地域社会における男女平等参画の促進

■基本方向1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

【施策の方向(2)】 役職等への女性の登用の促進

内容	男女平等参画社会の実現に向け、女性活躍推進法を踏まえ、関係機関等の理解と協力のもと、事業主行動計画において策定される女性の管理職登用などの目標達成に向けた気運の醸成を図る。
選定理由	女性活躍推進法の施行により、女性の登用拡大などの数値目標を盛り込んだ事業主行動計画が策定されているが、官民を問わず女性職員の管理職への登用は依然として低い状況にあり、改善のためには、子育てや家事労働時間の問題、介護問題、男女平等参画意識の高揚など様々な問題にもつながっている。 管理職への登用について改善を進めることで他へも波及することから、男女平等参画社会の推進に結びつくことが期待される。

■基本方向2 男女の職業生活と家庭生活の両立の支援

【施策の方向(1)】 家庭生活への男女の平等参画の促進

【施策の方向(2)】 仕事と生活の調和に関する意識啓発

内容	仕事と家事・育児・介護等家庭生活の両立の実現のためには、働き方改革や固定的な性別役割分担意識にとらわれない意識の啓発を行うとともに、企業、団体等に対し、長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進や、育児・介護など家庭生活との両立のための制度の定着促進に向けた啓発を進める。
選定理由	男女がともに仕事、家庭生活や地域活動など様々な生き方の選択が出来るよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の浸透や育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備など、仕事と生活の調和に関する意識啓発を進める必要がある。

【施策の方向(3)】 育児、介護の支援体制の充実

内容	様々な就業形態に対応した延長保育や夜間保育など多様な保育サービスの整備・拡充や育児・介護休業制度の定着を促進するため、企業、団体等に対する普及啓発に努める。
選定理由	多くの女性が出産、育児を契機に就労の継続をあきらめ、家庭内の男女の経済格差を生んでいる。女性が経済的に自立していることは女性に対する暴力根絶にもつながることから、女性活躍を実現するためには、育児と介護への支援体制の整備が不可欠である。

■基本方向3 就労等の場における男女平等の確保

【施策の方向(1)】 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

内容	就労の場において、性別による固定的な役割分担意識を解消し、募集・採用、配置・昇進などの男女平等を目指すため、男女労働者間の格差の解消を目的とした女性の能力発揮のための取組(ポジティブ・アクション)が促進されるよう、関係機関と連携して、事業主に対し啓発を行う。
選定理由	女性活躍推進法により常時雇用する従業員が301人以上の事業主には「一般事業主行動計画」の策定が義務づけられ、女性労働者の雇用環境は改善されることが見込まれるが、本道の大半を占める300人以下の企業については努力義務となっていることから、ここで働く女性従業員の雇用環境の整備について対策を講ずる必要がある。

【施策の方向(3)】 再就業への支援

内容	再就業を支援するため、関係機関と連携して、必要な情報提供や相談、関係する制度の周知を行い、再就業に向けた資格・免許の取得等の情報提供や職業能力開発の充実に努める。
選定理由	女性の結婚や育児による離職割合が高く、子育てが一段落し、再就職を希望しても正規職員への復帰は困難である。このことが、女性の再就職をためらわせる要因の1つとなっていることから、再就職に向けた、情報提供等の支援が必要である。

【施策の方向（４）】 多様な働き方への支援

内容	男女が共に、子育て・介護を担うため、それぞれのライフスタイルに応じた働き方が必要となることから、企業、団体等に対しても、働き手のニーズに合わせた在宅勤務等の就業機会の拡大など、女性が就業を継続しやすい環境整備について理解、協力を求める。
選定理由	多様な働き方への支援は、子育てや介護を担う男女にあてはまるものであり、ワーク・ライフ・バランスを念頭においた変形労働時間制や情報通信技術を活用したテレワーク等の在宅就業等の取組等について推進、整備が必要である。

■基本方向５ 地域社会における男女平等参画の促進

【施策の方向（３）】 地域リーダーの養成

内容	男女平等参画に係る地域活動を推進するための地域リーダーの育成が促進されるよう研修等の充実を図る。
選定理由	道内各地で男女平等参画社会を実現するためには様々な分野が連携し推進しなければならないことから、各地域においての教育を含め、リーダーの育成が必要である。

■基本方向６ 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

【施策の方向（１）】 男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取組の充実

内容	「第３次北海道配偶者暴力防止基本計画」に沿い、男女平等参画を阻害する暴力を根絶するため「男女の人権の尊重」理念の浸透や啓発など、被害防止の強化に取り組むとともに、関係機関、団体等と連携・協働し被害者支援対策を行うため、体制の整備に努める。
選定理由	DVや性暴力など女性に対する暴力は女性の健康や社会進出を大きく阻害するものであることから、DVは重大犯罪であるという意識醸成や固定的役割分担意識の変革や男女の社会的、経済的な格差是正などに取り組むべきである。

目標Ⅲ 多様なライフスタイルを可能にする環境の整備

■基本方向３ 高齢者等が安心して暮らせる環境の整備

【施策の方向（１）】 生きがいと社会参加の促進

内容	高齢期の男女が経験や知識を活かし、地域社会の中で生きがいを持って暮らせる環境づくりに努めるとともに、高齢者の就業意欲や学習要求に応えるなど社会参加の促進に努める。
選定理由	少子高齢化や核家族化により一人暮らしの高齢者割合が高くなっていく中、高齢者は社会から孤立しがちである。一方で就労世代を支える一番身近な存在となるのは健康な高齢者世代であることから、家族やコミュニティの中で活発に活動していけることが重要である。

■基本方向４ 相談・支援機能の充実

【施策の方向（１）】 相談業務の充実

内容	男女平等参画に関わる様々な相談やニーズにきめ細かく対応するため、利用者の利便性と相談しやすい環境に配慮した、相談員や相談窓口の充実を図る。
選定理由	女性を守る法整備や取組が充実されつつあるにもかかわらず、施策を知らず、また一歩踏み出せず甘んじている女性も多いことから、あらたまった相談ではなくても自分の声を出せるような、身近で気軽に相談できる体制づくりと相談業務が出来る人材育成が必要である。